

●提案募集検討専門部会からの主な御指摘について

(本年8月10日の重点事項に係るヒアリング)

- ・ 地区計画制度に基づく立体道路制度及び都市再生特別地区(都市再生緊急整備地域内)制度に基づく立体道路制度以外にも道路と建築物との重複立体利用を可能とする方法がないか、立体道路制度の拡充について検討すること
- ・ 都市再生特別地区制度に基づく立体道路制度の活用可能性について、提案団体と意見交換を行う場を設け議論を深めること



●提案団体に対し、9月28日にヒアリングを実施

[提案団体説明の3事例のポイント]

①駅前広場整備に必要な地権者共同化ビルを検討している事例

- ・ 広場計画地南側の地権者は住環境保全意向が強共同化建物の建築区域が制限されるため、共同化事業の採算性の観点から、広場上部に建物を重複させることを想定
- ・ 広場としての機能を確保するとともに、商業テナントの集積など駅周辺のにぎわい創出にも寄与

②地下鉄の延伸計画と併せて新駅の整備を検討している事例

- ・ 新駅の周辺において、駅前広場や商業・サービスの拠点づくり等を行い、便利でにぎわいのある駅前地区の実現を目指す
- ・ そのための選択肢の一つとして、立体道路制度の活用が考えられる

③2本の都市計画道路が中学校の敷地の上に計画決定されている事例

- ・ 教育環境の保全と都市計画道路の整備を両立させるため、中学校については「全面移転」、「敷地の再形成」、「現地内再建」などの方法を検討中
- ・ 立体道路制度の活用が可能であれば、検討の幅を広げることができる

●提案募集検討専門部会からの主な御指摘について

(提示された主な再検討の視点)

- ・ 必要に応じて一般道路において立体道路制度を活用することを可能とするため、都市再生緊急整備地域に限らず、適用対象を見直すべきではないか
- ・ 提案団体のように都心部であっても既存制度の活用が難しい地域もあるので地方都市に限らず都心部も含めて検討を進めるべきではないか
- ・ 提案団体を含むいくつかの地方公共団体からヒアリングを実施するなど、地域のニーズや実情を踏まえた検討をすべきではないか



●御指摘を踏まえた対応について

- ・ 一般道路の上空における建築物の建築を認めるためには、道路空間が有する市街地環境を確保する上での多様かつ重要な機能を一定程度制限してまでも土地の有効・高度利用を行う公益性・必要性が認められることが必要
- ・ 提案団体に対しては、本年9月28日にヒアリングを実施し、提案の趣旨及びその地域の状況について承知したところであるが、制度拡充の要否を判断するに当たっては上記公益性・必要性を有する事業のニーズが、全国のどこにどの程度あるのかを把握する必要があると考えられることから、内閣府地方分権推進室及び国土交通省において、広くニーズ等を調査する予定。